

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ネットワンシステムズ株式会社	コード	7518
提出日	2021/5/26	異動(予定)日	2021/6/23
独立役員届出書の提出理由	・2021年6月23日開催予定の第34回定時株主総会に社外取締役及び社外監査役の選任議案を付議するため。 ・新たに伊藤真弥氏及び野口和弘氏を独立役員として指定するため。 ・「3. 独立役員の属性・選任理由の説明」のうち、早野龍五氏及び日下茂樹氏の「該当状況についての説明」並びに早野龍五氏、日下茂樹氏及び飯塚幸子氏の「選任の理由」の更新を行ったため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし	
1	早野 龍五	社外取締役	○												○			訂正・変更	有
2	日下 茂樹	社外取締役	○												△			訂正・変更	有
3	伊藤 真弥	社外取締役	○														○	新任	有
4	野口 和弘	社外監査役	○												△			新任	有
5	堀井 敬一	社外監査役	○														○		有
6	須田 秀樹	社外監査役	○														○		有
7	飯塚 幸子	社外監査役	○														○	訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	早野龍五氏は、現在、東京大学名誉教授であり、当社は同大学との間には取引がありますが、当期における当社の同大学に対する売上高は当社の当期の売上高の約0.1%に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。	物理学研究を専門とする大学教授としての豊富な知見・経験及び各種団体における実務により培われた見識を有しております。業務執行者から独立した客観的な立場で、豊富な知見・経験等に基づく新しい観点から当社の経営の監督を行って頂くことを期待し、社外取締役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。
2	日下茂樹氏は、日本タタ・コンサルタンシー・サービス株式会社の出身者(2011年3月まで在籍)であり、当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の約0.1%、2020年3月期における当社の同社からの売上高は同社の2020年3月期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。 また、同氏は、株式会社インテックの出身者(2019年3月まで在籍)であり、当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の0.1%未満、2020年3月期における当社の同社からの売上高は同社の2020年3月期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。 さらに、同氏は、TIS株式会社の出身者(2018年6月まで在籍)であり、当社は同社との間に取引がありますが、当期における当社の同社に対する売上高は当社の当期の売上高の約0.2%、当期における当社の同社からの売上高は同社の2021年3月期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。	情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び他社における代表取締役又は取締役としての経験を有しております。業務執行者から独立した客観的な立場で、主に企業経営の経験者としての観点から当社の経営の監督を行っていただくことを期待し、社外取締役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。
3		弁護士としての豊富な知見・経験及び他社における取締役又は監査役としての経験を有しております。業務執行者から独立した客観的な立場で、主に法律・コンプライアンスの専門家として当社の経営の監督を行っていただくことを期待し、新たに社外取締役に選任します。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。
4	野口和弘氏は、EY 新日本有限責任監査法人の出身者(2019年6月まで在籍)であり、当社は同法人との間に取引がありますが、2020年3月期の第2四半期から2021年3月期の第1四半期における当社の同法人からの売上高は同法人の2020年6月期の売上高の0.1%未満に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。	公認会計士として培ってきた財務・会計に関する幅広い知見・経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただけるものと判断し、新たに社外監査役に選任します。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。

5		弁護士として培ってきた企業法務に関する幅広い知見・経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。
6		情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び企業経営者としての経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。
7		公認会計士として培ってきた財務・会計に関する幅広い知見・経験及び他社における代表取締役としての経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

「独立性基準」

当社は、以下の通り社外取締役及び社外監査役の独立性基準を定め、社外取締役及び社外監査役のうち、以下のいずれにも該当しない者を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有する社外役員と判断します。

- 1 現在又は過去において、当社及び当社の子会社の業務執行者※1であり又はあった者
 - 2 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社の仕入額が、その者の当該事業年度における売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
 - 3 当社の取引先で、直近事業年度における当社の売上高が、当社の当該事業年度における売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
 - 4 当社の総議決権の10%以上を保有する大株主又はその業務執行者
 - 5 公認会計士、弁護士、コンサルタント等で、当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている者（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える者に所属する者）
 - 6 当社から直近事業年度において年間1,000万円を超える寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 - 7 過去3年間において、上記2から6までのいずれかに該当していた者
 - 8 下記のいずれかに該当する者の配偶者又は2親等以内の親族
 - (1) 現在又は過去3年間において、当社及び当社子会社の重要な業務執行者※2であった者
 - (2) 上記2から4に該当する者
- ただし、「業務執行者」とは重要な業務執行者をいう。
 (3) 上記5又は6に該当する者
 ただし、「団体に所属する者」とは、当該団体の重要な業務執行者（又は重要な業務執行者と同等の重要性を有していると判断される者）又は当該団体が、監査法人又は法律事務所等の専門家である場合、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を保有する者をいう。
 ※1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。
 ※2 重要な業務執行者とは、業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部門長等の重要な業務執行を行う者をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。